



2025年11月28日現在

Cコース（年2回決算型、為替ヘッジあり）

基準価額：9,350 円 設定日：2013年9月30日  
純資産総額：1.2 億円 決算日：毎年1月23日および7月23日（ただし、休業日の場合は翌営業日）  
信託期間：2029年1月23日まで

設定来基準価額推移



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
上記の基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

期間別騰落率(%)

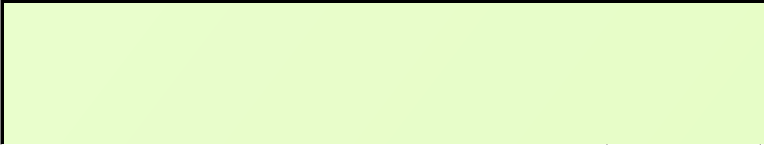
|      | 1ヵ月  | 3ヵ月  | 6ヵ月  | 1年   | 3年   | 5年    | 設定来   |
|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| ファンド | 0.82 | 1.51 | 3.37 | 3.04 | 6.26 | -5.74 | -6.50 |

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計：0円

| 決算日  | 23/1/23 | 23/7/24 | 24/1/23 | 24/7/23 | 25/1/23 | 25/7/23 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配金額 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

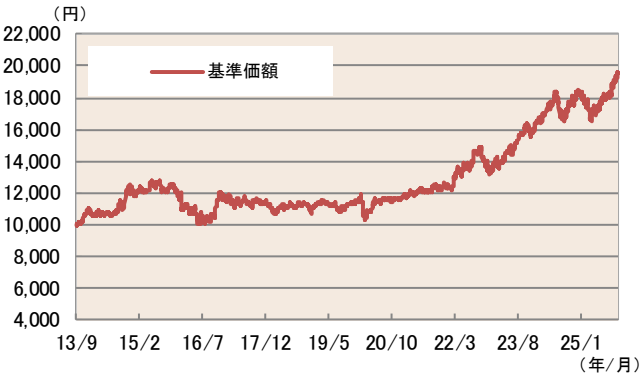
ポートフォリオ構成比



Dコース（年2回決算型、為替ヘッジなし）

基準価額：19,621 円 設定日：2013年9月30日  
純資産総額：8.0 億円 決算日：毎年1月23日および7月23日（ただし、休業日の場合は翌営業日）  
信託期間：2029年1月23日まで

設定来基準価額推移



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
上記の基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

期間別騰落率(%)

|      | 1ヵ月  | 3ヵ月  | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 5年    | 設定来   |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ファンド | 2.72 | 9.19 | 14.65 | 11.58 | 39.52 | 68.81 | 96.21 |

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計：0円

| 決算日  | 23/1/23 | 23/7/24 | 24/1/23 | 24/7/23 | 25/1/23 | 25/7/23 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配金額 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

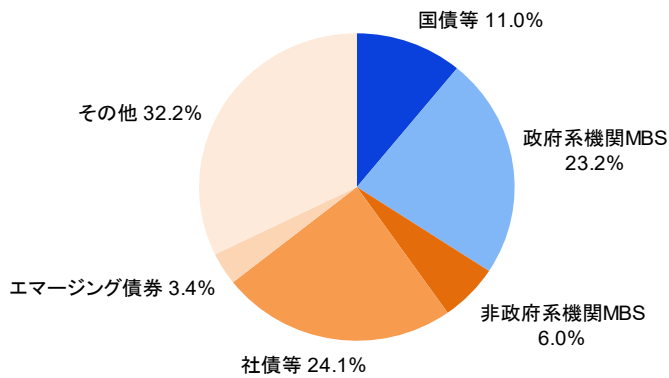
ポートフォリオ構成比



組入れファンド「ゴールドマン・サックス・グローバル・ダイナミック・ボンド・プラス・ポートフォリオ」の状況

2025年11月28日現在

資産構成比率



(各資産の詳細)

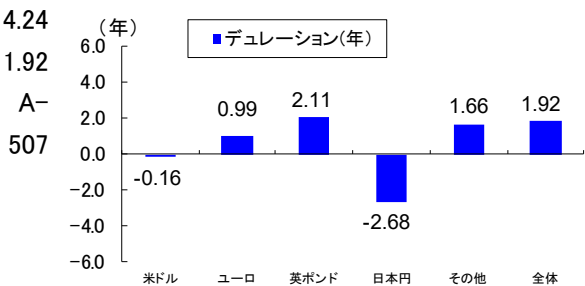
| 資産区分     |     | 詳細                                                                   |
|----------|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 国債等      | 国債  | 先進国が発行する債券。利回りは他債券と比較して低いものの、高水準の格付けを有する。(組入比率:18.6%)                |
|          | 準国債 | 政府により、元本と利息の支払いが保証された債券。一般に国債同様、低リスク資産の一つとされる。(組入比率:0.6%)            |
|          | 地方債 | 米国の州、市などの行政機関が発行する債券。国債、準国債同様、低リスク資産の一つとされる。(組入比率:0.0%)              |
|          | 現金等 | (組入比率:-8.3%)                                                         |
| 政府系機関MBS |     | 住宅ローン等の債権を担保として発行される証券。元利金の支払いが政府系機関等により保証される。低リスク資産の一つ。(組入比率:23.2%) |

| 資産区分     |          | 詳細                                                                                          |
|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債等      | 投資適格社債   | 企業が発行する債券。信用格付けはBBB格以上であり、デフォルト・リスクは相対的に低い。(組入比率:2.9%)                                      |
|          | ハイ・イールド債 | 企業が発行する債券。信用格付けはBB格以下と低い代わりに、相対的に高い利回りを有する。(組入比率:21.2%)                                     |
|          | バンクローン   | 銀行等が企業に対して行うローン。担保が設定されており普通社債と比較して弁済順位が高い傾向にあるが、融資先の企業は主にBB格相当以下の信用格付けとなる。(組入比率:0.0%)      |
| エマージング債券 |          | エマージング諸国の政府、政府機関、企業が発行する債券。一般に、今後の高い経済成長が見込まれるため、先進国と比較して高い利回りが期待できる反面、信用リスクが高い。(組入比率:3.4%) |

| 資産区分      |          | 詳細                                                                           |
|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 非政府系機関MBS |          | 住宅ローン等の債権を担保として発行される証券。政府系機関による保証はないことから、信用力は相対的に低いものの、高い利回りを有する。(組入比率:6.0%) |
| その他       | CMBS     | 商業用不動産向けのローン債権を担保として発行される。(組入比率:6.3%)                                        |
|           | ABS      | 自動車ローンやクレジットカードなどのローン債権を担保として発行される。(組入比率:3.2%)                               |
|           | CLO      | 金融機関が複数の事業会社などに貸し出したローン債権を担保として発行される。(組入比率:22.7%)                            |
|           | カバード・ボンド | 金融機関が保有するローン債権(住宅ローンや地方公共団体向けの、相対的に信用力の高いローン債権)を担保として発行される。(組入比率:0.0%)       |

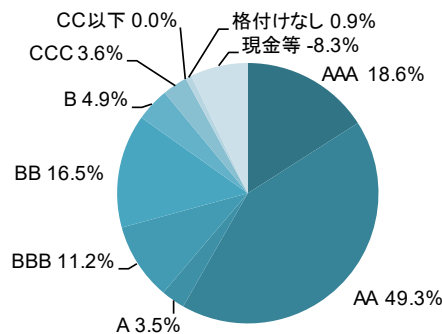
ポートフォリオ特性

平均利回り(%)  
デュレーション(年)  
平均格付け\*  
銘柄数



通貨別デュレーション

格付け\*比率

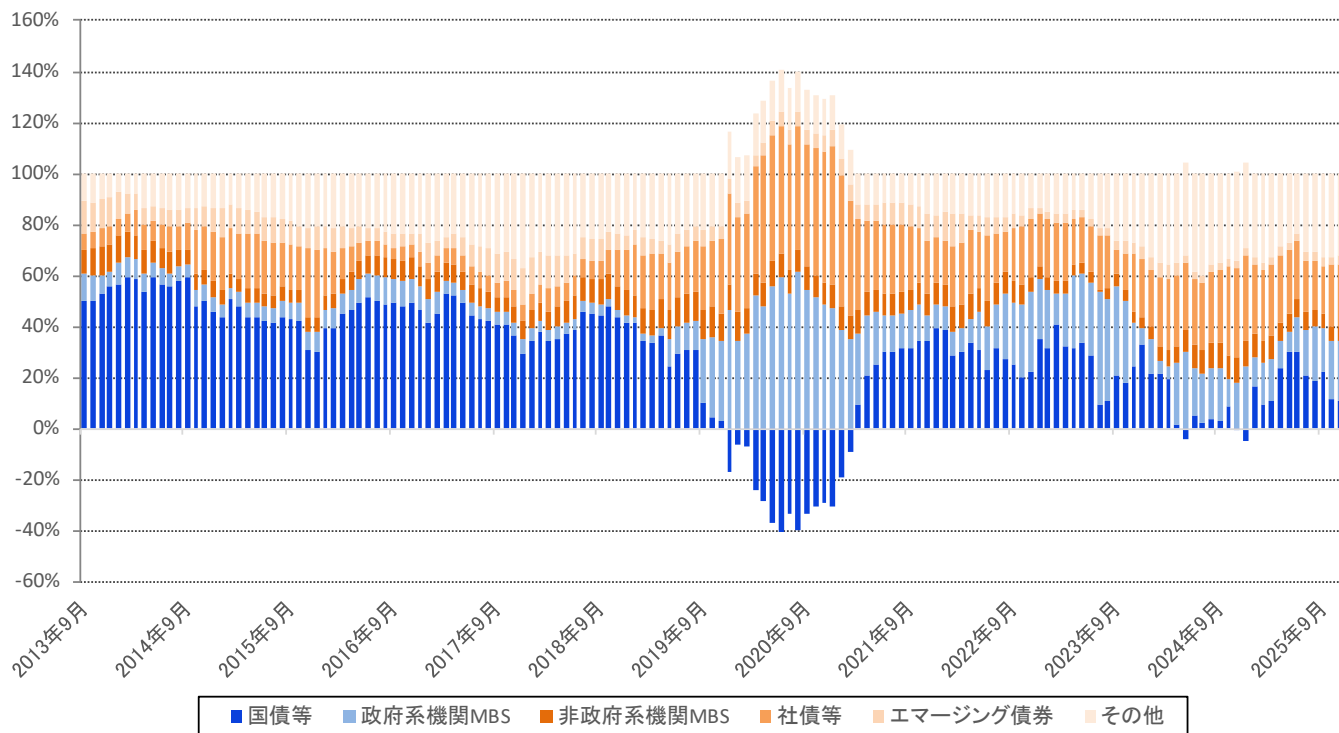


\* 格付けは、各銘柄でムーディーズ、S&P、フィッチの3社から付与されている格付けのうち、最も高い格付けをS&Pの表記方法で記載しています。平均格付けとは、基準日時点で組入れファンドが保有している債券に係る信用格付けを加重平均したものであり、組入れファンドおよび本ファンドに係る信用格付けではありません。

比率は、全て組入れファンド「ゴールドマン・サックス・グローバル・ダイナミック・ボンド・プラス・ポートフォリオ」の純資産総額比です。  
上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

2025年11月28日現在

## 資産構成比率の推移



## 運用チームのコメント

当月の世界債券市場では、主要先進国の国債利回りは概ね上昇(価格は下落)しました。米国では、月の前半は、政府機関閉鎖の長期化による一部経済指標の発表延期などから、利回りは総じて上昇基調で推移しました。その後は、9月の雇用統計における非農業部門雇用者数が市場予想を上回ったものの、失業率が上昇したことや、一部のFRB(米連邦準備制度理事会)高官が利下げを支持する姿勢を示し、FRBによる追加の利下げ観測の高まりなどを背景に、利回りは低下しました。月末にかけても、9月の小売売上高が市場予想を下回り、米景気の先行きに対する悲観的な見方が強まったことなどから利回りは低下した結果、米国10年国債利回りは前月末対比で低下しました。

ドイツでは、月の前半は、米国債市場や財政懸念が高まり利回りが上昇した英国の動向に影響を受けたことなどから、利回りは概ね上昇基調で推移しました。その後は、11月のドイツのPMI(購買担当者景気指数)速報値が製造業と非製造業のいずれも市場予想を下回り、同国経済の先行きに対する悲観的な見方が広まったことなどから利回りは低下しましたが、ドイツ10年国債利回りは前月末対比で上昇しました。非国債セクターではコーポレート・クレジットについて、スプレッド(国債に対する上乗せ金利)は月末にかけてFRBによる利下げ観測が高まったこと等で縮小したものの、月中旬までにテクノロジーセクターを中心とするコーポレート・クレジットの割高感が意識された局面等で拡大したことから、前月末比で拡大した水準で月末を迎えました。

為替市場では、日銀高官によって利上げに対する慎重姿勢が示された局面等で、円安米ドル高が進行しました。米ドルはその他の主要通貨に対して、下落基調で推移しました。中でも英ポンドやユーロに対して相対的に大きく下落しました。エマージング通貨に対しては、米ドルは通貨ごとに異なる推移となり、韓国ウォンや台湾ドル等に対しては上昇した一方、コロンビア・ペソやハンガリー・フォリント等に対しては下落しました。

セクター配分戦略では、投資適格社債においては、スプレッドが縮小傾向にあり、投資妙味が後退していると考えています。一方で、ハイ・イールド債においては、ファンダメンタルズが魅力的であり、成長が鈍化する兆候が見られるまでは強気の見方としています。また、高格付けの証券化商品について、リスク対比で魅力的なキャリアが見込まれるため、オーバーウェイトしています。

マクロ戦略について、国別配分戦略等がマイナス寄与となった一方、セクター配分戦略やデュレーション戦略等がプラス寄与となりました。セクター配分戦略においては、ヘッジ目的での米国の金利デュレーションのポジション等がプラスに寄与しました。また、デュレーション戦略では、米国および欧州(ドイツ)の利回り曲線のスティープ化を見越したポジションや米金利に対する機動的なポジション等がプラス寄与しました。一方で、国別配分戦略においては、英国のオーバーウェイトに対する米国のアンダーウェイト等がマイナスに寄与しました。

個別銘柄選択では、国債／金利スワップ戦略における米国および欧州(ドイツ)の利回り曲線のスティープ化を見越したポジション等がプラスに寄与しました。また、証券化商品戦略における政府系MBSの個別銘柄選択等がプラス寄与しました。



※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

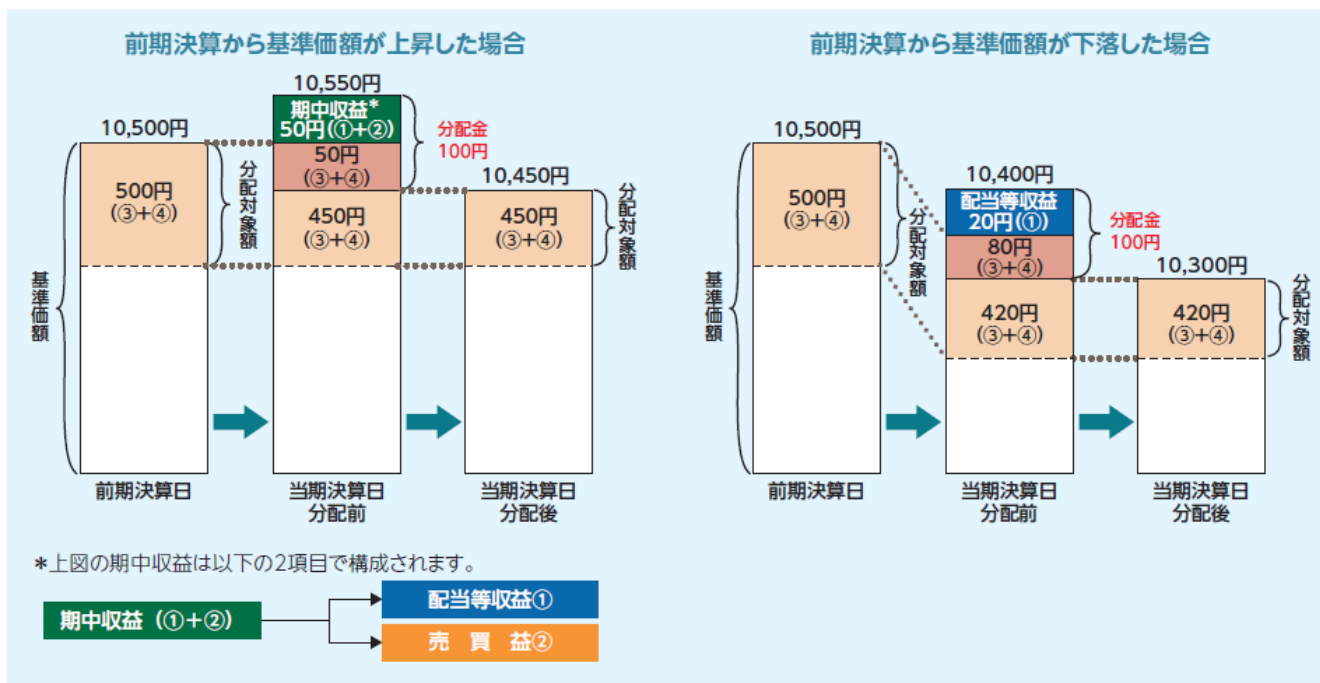


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

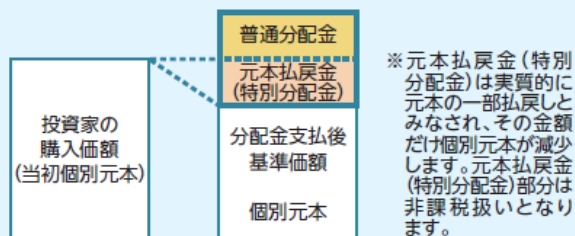
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

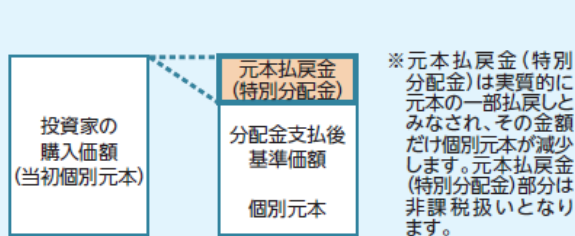
## 収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## ファンドの特色

1. 主に日本および新興国を含む世界の政府および政府機関が発行する債券、社債(ハイ・イールド債券を含みます)、モーゲージ証券、アセットバック証券および通貨等に投資します。
2. 市場環境に応じて機動的に資産配分を行い、利息収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
3. 外貨建資産に対して為替ヘッジ\*を行う(為替変動リスクを低減する)Aコース(毎月決算型、為替ヘッジあり)とCコース(年2回決算型、為替ヘッジあり)、為替ヘッジを行わないBコース(毎月決算型、為替ヘッジなし)とDコース(年2回決算型、為替ヘッジなし)があります。

\* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。なお、本ファンドはアクティブな通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクが伴います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。(ファンド・オブ・ファンズ方式については、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。)

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

## 主な変動要因

### 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

### 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

### 為替変動リスク

AコースおよびCコースは、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースおよびDコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、アクティブな通貨運用を行います。したがって、AコースまたはCコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

### 本戦略に伴うリスク

本ファンドは、利息収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざして、市場環境や経済環境、今後の見通しに応じて機動的に資産配分を変更し、ハイ・イールド債券やエマージング債券等の相対的にリスクの高い資産から国債等の相対的にリスクの低い資産までさまざまな資産を保有します。状況によっては、相対的にリスクの高い資産への資産配分が大きくなり、ファンド全体のリスクが高まることがあります。

## 委託会社その他関係法人の概要について

### ●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

信託財産の運用の指図等を行います。

### ●三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

### ●販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話: 03(4587)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

※くわしくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

|             |                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位        | 販売会社によって異なります。                                                                                                                                                          |
| 購入価額        | 購入申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                         |
| 購入代金        | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                  |
| 換金価額        | 換金申込日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                         |
| 換金代金        | 原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                                                                                         |
| 購入・換金不可日    | 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）                                                                     |
| 申込締切時間      | 「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。                                                         |
| 信託期間        | 2029年1月23日まで（設定日：2013年9月30日）<br>※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。                                                                                       |
| 繰上償還        | 各コースについて受益権の総口数が100億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。                                                                          |
| 決算日         | 毎月決算型：毎月23日（ただし、休業日の場合は翌営業日）<br>年2回決算型：毎年1月23日および7月23日（ただし、休業日の場合は翌営業日）                                                                                                 |
| 収益分配        | 毎月決算型：毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。<br>年2回決算型：年2回（1月および7月）の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。<br>※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。 |
| 信託金の限度額     | 各コースについて1兆円を上限とします。                                                                                                                                                     |
| スイッチング      | スイッチング（乗換え）につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。                                                                           |
| 課税関係（個人の場合） | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。<br>配当控除の適用はありません。<br>原則、分配時の普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。                                          |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

|     |         |                                                                 |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | 購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%（税抜3%）を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | なし                                                              |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|    |              |                                                                                                                                                  |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毎日 | 運用管理費用（信託報酬） | 純資産総額に対して <b>年率1.6775%（税抜1.525%）</b><br>※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                                        |
|    | 信託事務の諸費用     | 監査法人等支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。      |
|    | その他の費用・手数料   | 有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等<br>上記その他の費用・手数料（組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。）はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



販売会社一覧

| 金融商品取引業者名                                 |          | 登録番号             | 加入協会    |           |                 |                 |                    | お取り扱いコース |      |      |      |
|-------------------------------------------|----------|------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|----------|------|------|------|
|                                           |          |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | Aコース     | Bコース | Cコース | Dコース |
| 池田泉州TT証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 岩井コスモ証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ●       | ●         | ●               |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| S M B C日興証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | (注1)     | (注1) | (注1) | (注1) |
| 株式会社S B I証券                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ●       |           | ●               | ●               |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 野村證券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | (注1)     | (注1) | (注1) | (注1) |
| 浜銀TT証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ●       |           |                 |                 |                    | (注1)     | (注1) | (注1) | (注1) |
| 北洋証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ●       |           |                 |                 |                    | (注1)     | (注1) | (注1) | (注1) |
| 松井証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ●       |           | ●               |                 |                    |          | ●    | ●    | ●    |
| 楽天証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ●       | ●         | ●               | ●               |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| ワイエム証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ●       |           |                 |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 株式会社S B I新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社S B I証券) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 株式会社三十三銀行                                 | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第16号   | ●       |           |                 |                 |                    | (注1)     | (注1) | (注1) | (注1) |
| 株式会社静岡銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第5号    | ●       |           | ●               |                 |                    |          |      | (注2) | (注2) |
| 株式会社千葉銀行                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第39号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 株式会社北洋銀行                                  | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |
| 株式会社北洋銀行<br>(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)         | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第3号   | ●       |           | ●               |                 |                    | (注3)     | (注3) | (注3) | (注3) |
| 株式会社横浜銀行                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第36号   | ●       |           | ●               |                 |                    | ●        | ●    | ●    | ●    |

(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。  
(注2) インターネットでのみのお取り扱いとなります。  
(注3) 委託金融商品取引業者の本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。  
くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。